

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」
連絡区分 に係る連絡（平成19年9月分）について

本日、北陸電力(株)から、連絡基準に係る覚書連絡区分（保守情報として連絡することが適当なもの）に該当する事象（平成19年9月分）の連絡があった。

連絡のあった事象は、以下の1件。

9月4日、志賀2号機で、排気筒モニタ2系統のうち、1系統の測定用試料フィルタの交換後、弁の開閉操作を誤ったことにより空気が流れなくなったため、試料採取用ポンプが自動停止した。

北陸電力では、今後、弁の誤操作がないよう手順書の改訂等を行った。

なお、他の1系統が改造工事中であったため、一時的（約12分間）に欠測となったが、別の放射線モニタ等により、この間の環境への放射能の影響はなかったことが確認されている。

原子力安全対策室では、定期に行っている立入調査により、北陸電力の対応状況について確認していく。

参考) 北陸電力HP <http://www.rikuden.co.jp/mreport/index.html>

平成19年10月10日
原子力安全対策室
外線 076 - 225 - 1465
県庁内線 4234